

高等教育無償化の新制度給付奨学金を希望される方へ

<学校への提出書類>

全員提出するもの

◆ マイナンバー提出書

上記の書類は、後日学校よりお渡しします。現時点では準備する必要はありません。

◆ 給付奨学金確認書

※【「マイナンバー提出書」に記載の申込ID】は空欄で提出してください。

◆ スカラネット入力下書き用紙（ホームページ掲載）

◆ 授業料減免に係る申請書（ホームページ掲載）

該当者のみ提出するもの

① 高校の成績証明書

※新生のみ提出してください。

② 自宅外通学に関する証明書（ホームページ掲載）

※自宅外通学をしている場合のみ**現在有効な契約期間や貸主借主、契約内容が記載されている「賃貸借契約書」、「入寮許可書」等のコピー**と併せて提出してください。証明書として認められる書類等についてはホームページ掲載の「自宅外通学証明書」に載っていますので必ず確認してください。

また、自宅外通学を証明する書類の審査が完了するまでは「自宅通学」での支給となりますが、審査の結果、自宅外通学であることが認められた場合、自宅外通学になった月に遡反して自宅外月額が支給されます。（※審査が完了するまでには数か月かかります。）

③ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書

※ 申込者（学生）本人が外国籍の場合のみ提出

④ 施設等在籍証明書

児童（里親）委託証明書

措置解除決定通知書

※ 18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた場合のみ提出

<その他注意事項>

☆ 日本学生支援機構奨学金は学生本人が給付を受けており、学費・学生の生活費に使用するようにしてください。例年、奨学金貸与・給付者の学費未納が増加しています。学費未納の場合は、「除籍」になりますのでご注意ください。

☆ 日本学生支援機構奨学金は学業・人物が優秀な方に貸与・給付されており、留年した場合は奨学金の貸与・給付が「廃止」になります。また、在学中に問題を起こし学校処分を受けた場合も「廃止」となります。